

更なる成長と高付加価値化を図るため、デジタル技術を付加した 新ビジネスに係る経費の一部を助成します！

～令和7年度『ベンチャー成長加速化支援事業』募集のお知らせ～

概要

◆ベンチャー成長加速化支援事業とは？

★新潟県内における、中小企業者が自らの独創的なアイデア・技術にデジタル技術を付加・活用した新ビジネスにおいて、更なる成長と高付加価値化を図ることを目的としています。

■対象者

(1)会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に規定する会社(※株式会社・合同会社・合名会社・合資会社)

(2)上記(1)の内、次の①・②のいずれかに該当する者

①県内に主たる事業所、研究開発場所を有し(又は新たに設置し)事業を営む者であって、創業から概ね3年から10年程度の中小企業者

②県内への移転や拠点設置を計画する県外中小企業者であって、創業から概ね3年から10年程度の中小企業者
※募集開始時点で主たる事業所、研究開発場所を県内に有していない者にあつては、募集開始日から当該助成対象期間内に県内への事業所移転又は拠点設置が必要となります。

※個人事業から法人成りを行った場合、個人事業を立ち上げた時点を創業と見なします。

※同一事業計画による、国(独立行政法人を含む)や市町村等の補助金との併用はできません。

■対象事業(下記の①・②の条件を共に満たす事業が対象事業となる)

①社会構造の変化に対応した社会的課題解決や新常態の適応の視点に立ち、イノベティブなアイデア・技術にデジタル技術を付加・活用した新たな事業

②付加価値額または従業員一人あたり付加価値額の何れかが、相当程度(年3%程度)の向上が見込まれる事業

■助成対象期間

交付決定日から令和8年2月末日まで

■助成限度額と助成率

助成限度額: 上限 250 万円

助成率: 1/2

■助成対象経費

・採用に係る支払手数料(リクルート費用)、委託費(県外等の兼業・副業人材への報酬等)、機械装置・工具備品費(※リース費用が対象で、取得費は対象外)

・対象事業に要する県内の事業所、研究開発場所の増改築費及び賃借料

※新築工事費、解体費、撤去費は対象外

■採択方法

書類審査を通過した事業計画については、二次審査にて申請者ご自身からオンライン上、または審査会場(予定)でプレゼンテーションを行っていただき、採否を決定します。

■募集期間

令和7年5月7日(水)～令和7年6月9日(月) 17:00 必着

■応募方法

所定の助成金交付申請書(事業計画書等)を作成し、その他必要書類を添付のうえ、提出してください。

■問い合わせ・申請書提出先

(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 入澤

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル11階

TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。